

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年2月8日
【事業年度】	第54期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
【会社名】	ニプロ株式会社
【英訳名】	NIPRO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐野 實
【本店の所在の場所】	大阪市北区本庄西3丁目9番3号
【電話番号】	大阪06(6372)2331(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理企画部長 山部 哲彦
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区本庄西3丁目9番3号
【電話番号】	大阪06(6372)2331(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理企画部長 山部 哲彦
【縦覧に供する場所】	ニプロ株式会社 東京営業部 (東京都文京区本郷4丁目3番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出いたしました第54期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

##### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

(訂正前)

①～③(省略)

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社では、内部監査部門として監査室を設置し内部監査規定に基づき会計、業務等の監査を実施しております。具体的な監査業務の実施に当たっては、監査方針・監査計画を定め、監査業務を遂行するとともに、監査役及び会計監査人と相互に連携し監査役監査及び会計監査の円滑な遂行に努めております。監査役監査では、各監査役は監査役会で定めた監査方針、業務分担に従い取締役会等の重要な会議に出席する他、取締役、従業員等から報告聴取、重要書類を閲覧するなど監査業務を遂行し、定期または随時に監査役会を開催し意見交換、協議を行っております。なお、当現任監査役3名のうち2名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

⑤(省略)

⑥ 社外監査役と当社との人的、資本的關係または取引關係その他の利害關係

当社と社外監査役との間に特別な利害關係等はありません。

⑦～⑩(省略)

⑪ 株主總會決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、配当政策の円滑な実行に資するため、会社法第454条第5項の規定により、

取締役会の決議によって毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑬(省略)

(訂正後)

①～③(省略)

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社では、内部監査部門として監査室を設置し内部監査規定に基づき会計、業務等の監査を実施しております。監査室には、常勤の専従スタッフが2名いるほか、必要に応じて本社管理部門等の人員を派遣することにより、監査の都度、円滑、効率的な監査の実施に努めております。具体的な監査業務の実施に当たっては、監査方針・監査計画を定め、監査業務を遂行するとともに、監査役及び会計監査人と相互に連携し監査役監査及び会計監査の円滑な遂行に努めております。監査役監査では、各監査役は監査役会で定めた監査方針、業務分担に従い取締役会等の重要な会議に出席する他、取締役、従業員等から報告聴取、重要書類を閲覧するなど監査業務を遂行し、定期または随時に監査役会を開催し意見交換、協議を行っております。なお、当現任監査役3名のうち2名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

⑤(省略)

⑥ 社外監査役と当社との人的、資本的關係または取引關係その他の利害關係

社外監査役である小林博が当社株式7千株を保有していることを除き、当社と社外監査役との間に特別な利害關係等はありません。

⑦～⑩(省略)

⑪ 株主總會決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

(i) 当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(ii) 当社は、配当政策の円滑な実行に資するため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(iii) 当社は、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役および監査役（取締役および監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑬(省略)